

基本施策

5

安全・安心

誰もが安心して住み続けられるまちづくり

施策方針

---

消防・防災

---

交通安全・防犯

---

消費生活

---

# 消防・防災

関連する  
SDGs



## 現況と課題

### 消 防

常備消防及び救急医療体制は、中部上北広域事業組合（1消防本部、3消防署）の運営のもとに、消防力の強化及び救急業務の共同処理を行っています。

非常備消防にあっては、常備消防の補完として七戸町消防団（13分団、条例定数255名、ポンプ車13台）が組織されており、消防水利施設は消火栓449基、防火水槽130基となっています。

消防団は、消火活動のみならず、災害時の救助救出・避難誘導・防御活動等の重要な役割を担いますが、人口減少や高齢化、若年層の意識の変化等により、団員数の減少が年々進んでいることから、新規入団者の確保が喫緊の課題となっています。

施設や設備については、耐用年数経過に伴い更新の必要がありますが、財政負担が大きいことから、計画的に更新を進めていく必要があります。

### 防 災

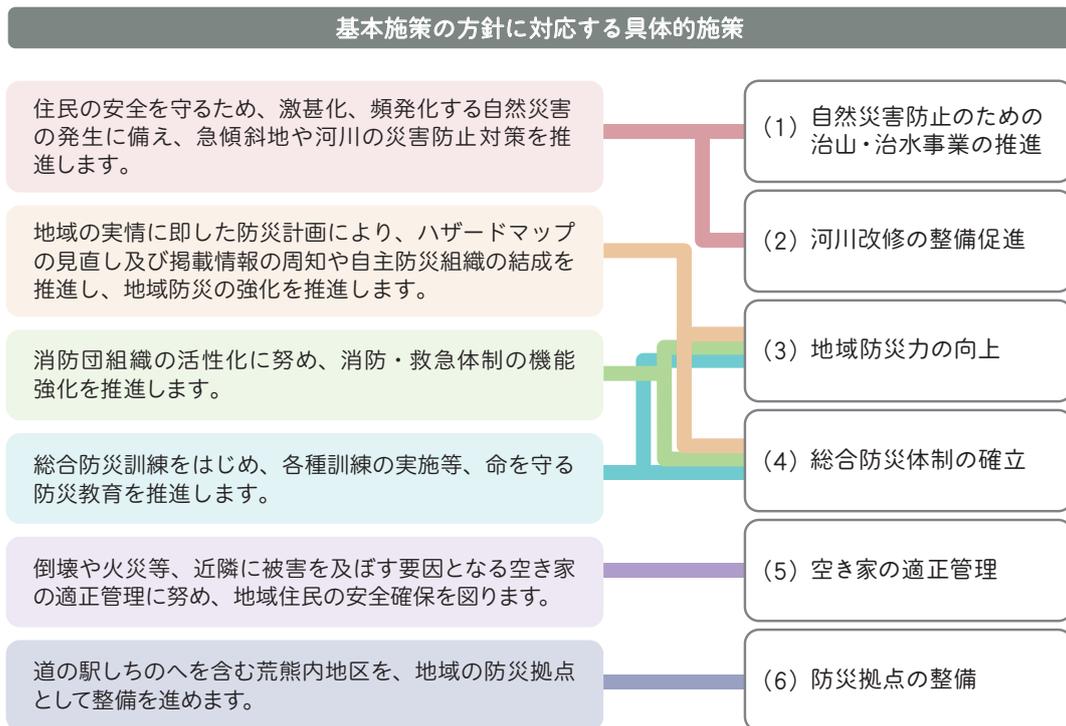
全国的に地震や豪雨等による自然災害が頻発化し激甚化しています。本町においても、2021（令和3）年8月に大雨により河川の一部が氾濫し、「緊急安全確保」が発令されたこともあり、今後は、防災体制の一層の強化が求められます。特に、急傾斜地や河川等危険箇所 の把握及び災害防止対策、災害時要援護者の情報収集と伝達及び避難対策の構築が必要となります。

このような状況の中、2025（令和7）年の災害対策基本法改正により、高齢者や障がい者等、災害時に優先度の高い避難行動要支援者について、一人ひとりに合わせた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。

本町では、「七戸町地域防災計画」を策定し、地域における災害に対する必要な体制を確立するとともに、町民の生命・身体・財産を災害から守り、地域の保全と住民福祉の確保に努めています。今後も、地域防災計画に基づき、行政と関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制を確立していく必要があります。

また、少子高齢化や人口減少等を背景とした空き家問題が全国的な課題として深刻化する中、本町においても空き家が増加しています。空き家の中には、管理が行き届かないために安全性の低下や公衆衛生の悪化を招く等、地域住民の生活環境に影響を及ぼしているものもあります。

そのため、防災面・環境衛生面の観点からも空き家対策が必要となっています。



## 施策の内容

### (1) 自然災害防止のための治山・治水事業の推進

- ① 急傾斜地、山間部や河川流域等、大雨や地震等自然災害時に危険が予想される箇所を把握し、緊急性の高いところから早急に改修等の安全対策を講じます。

### (2) 河川改修の整備促進

- ① 水害常襲流域の危険箇所の点検を進めます。
- ② 必要な改修、護岸整備の早期実現を推進します。
- ③ 国・県が管理する河川の整備、改修を要請します。

### (3) 地域防災力の向上

- ① 地域の防災力を強化するため、自助・共助の意識啓発と情報提供に取り組みます。
- ② 地域ぐるみの防災体制強化に向け、自主防災組織の育成、防災・減災意識の高揚等、消防・防災体制の充実を進めます。
- ③ 避難行動要支援者に適切な避難支援ができるよう、個別避難計画の作成を進めます。
- ④ ハザードマップの見直し及び掲載情報の周知を推進します。
- ⑤ 災害時の安全対策を学ぶ防災教育の充実を図ります。

### (4) 総合防災体制の確立

- ① 防災計画、水防計画等に基づき、治山・治水対策を促進します。
- ② 常備消防と非常備消防との連携を進め、相互応援体制の強化に努めます。
- ③ 老朽化したポンプ車の更新、屯所の建替等、消防・防災施設の整備を進めます。
- ④ 災害の多様化に対応した消防教育・訓練の充実、研修・レクリエーション、広域交流の実施等、消防団組織の充実と活性化を図ります。

### (5) 空き家の適正管理

- ① 空き家の所在や状態把握に努め、定期的な調査や注意喚起、指導等適正管理を促します。

### (6) 防災拠点の整備

- ① 「防災道の駅」に選定された道の駅しちのへや大人数を収容できる七戸町総合アリーナを有する荒熊内地区を地域防災拠点として整備を進めます。

## 交通安全・防犯

関連する  
SDGs



### 現況と課題

#### 交通安全

全国的に交通事故件数や交通事故による死者数は減少しているものの、発生する事故の約半数が高齢者によるものであり、高齢ドライバー対策の強化が必要とされています。

本町では、交通安全対策協議会を中心とした啓発活動を実施するなど、交通安全活動に努めています。今後も、交通ネットワークの整備が進み、交通量の増加が見込まれることから、広域的な視野に立った交通安全対策を進めるとともに、高齢者や子どもに対する交通安全教育の推進が必要となっています。

#### 防犯活動

近年は犯罪の多様化・巧妙化が進んでおり、犯罪からの安全性の確保が重視されています。本町では、警察や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、啓発活動や防犯パトロールなどの防犯活動を展開していますが、犯罪が発生しにくい環境づくりのため、引き続き町民の防犯に関する意識啓発を進めていく必要があります。

#### 基本施策の方針に対応する具体的施策

少子高齢化等の環境変化を踏まえた交通安全対策を進めます。

(1) 交通安全対策の推進

多様化・巧妙化する犯罪に対して、町民一人ひとりの防犯意識の啓発活動を推進します。

(2) 地域連携による防犯・安全確保活動の推進

## 施策の内容

### (1) 交通安全対策の推進

- ① 標識やカーブミラーの整備・更新、歩道の点検、パトロール等、きめ細かい交通安全対策を講じます。
- ② 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室等の開催を支援し、交通安全意識の向上を図ります。
- ③ 子どもと高齢者の安全を重点に、地域交通安全のネットワークづくりを支援します。

### (2) 地域連携による防犯・安全確保活動の推進

- ① 広報等による啓発活動を促進し、地域全体で防犯意識の高揚を図ります。
- ② 子どもの安全を守るため、地域・家庭・学校等が連携して犯罪の防止に取り組みます。
- ③ 歩道や防犯灯の整備やパトロール等、防犯や安全確保のための環境づくりを進めます。



自転車シミュレーターによる啓発活動



# 消費生活



## 現況と課題

情報通信社会の進展やネット通販の普及により消費者の利便性は向上している一方、取引形態の多様化により消費者を取り巻く環境が大きく変化していることに伴い、消費者トラブルも増加し、その手口も複雑化・巧妙化しています。

特に、高齢化の進行や単身世帯の高齢者の増加、地域のつながりの希薄化等により、判断力が十分ではない消費者等が周囲に相談することができず、消費者被害が潜在化、深刻化しています。

また、2022(令和4)年の民法改正で成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことにより、若年者の知識や経験の不足から、消費者被害の低年齢化も懸念されています。

このため、消費生活相談体制の充実強化に取り組むとともに、特に被害に遭いやすい高齢者や若者を中心に、情報提供や啓発活動等を積極的に行い、消費者被害の防止及び消費者教育の推進を図る必要があります。

### 基本施策の方針に対応する具体的施策

消費者トラブルの未然防止や消費者意識の醸成を図ることにより、消費生活の安全・安心の確保に取り組みます。

(1) 消費者教育の推進

(2) 消費生活相談の充実

## 施策の内容

## (1) 消費者教育の推進

- ① 広報紙やウェブサイト等を活用し、悪質商法への対処法等の消費生活に関する情報を提供し、消費者意識の啓発を図ります。
- ② 警察等の関係機関と連携し、振り込め詐欺や悪質商法等の被害防止に向けた注意喚起情報を発信します。

## (2) 消費生活相談の充実

- ① 青森県消費生活支援センター等の専門の相談員による相談体制の充実を図ります。
- ② 関係機関と連携し、多重債務者等の生活再建を支援します。



庁舎内における啓発コーナー